

日本消費者教育学会会則

(1981年11月3日 制定)

(2015年10月3日 改正)

(2022年10月8日 改正)

第1章 総 則

(学会の名称)

第1条 この会は、日本消費者教育学会（以下「学会」という。）と称する。

2 この学会の英文名は、Japan Academy of Consumer Education とする。

(学会の所在地)

第2条 この学会の所在地は、この学会の会長（以下「会長」という。）が指定する場所に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この学会は、消費者教育およびそれに関連する諸領域に関する学術的研究並びに実践的教育活動を推進することにより、その水準の向上を図るとともに、会員相互の交流と消費者教育の普及・啓発および発展を通して消費者市民の育成と消費者市民社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この学会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 消費者教育およびそれに関連する諸領域に関する学術的調査・研究並びにその成果の公表
- 二 消費者教育およびそれに関連する諸領域の実践的教育活動
- 三 大会および研究発表会、講演会、シンポジウム、セミナー等の開催
- 四 学会誌、学会報その他刊行物の発行
- 五 国内外の関係学会その他諸団体・機関との連携および交流並びに文献・資料等の交換
- 六 前各号に定めるもののほか、この学会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 この学会の会員（以下「会員」という。）は、消費者教育およびそれに関連する諸領域に関する学術的調査・研究並びに実践的教育活動に従事する者またはそれらに関心を持つ者とする。

2 前項に定める会員は、次の各号に掲げる4種とする。

- 一 正会員 この学会の目的に賛同し、この学会の活動を推進するために入会した者
- 二 学生会員 この学会の目的に賛同し、この学会の活動を推進するために入会した大学院および学部の学生

- 三 維持会員 この学会の目的に賛同し、この学会の活動を支援するために入会した者
- 四 名誉会員 この学会に対する貢献または消費者教育に関する研究業績が顕著であって、理事会が推薦し、会員総会で承認された者

(入会等)

第6条 この学会への入会手続きは、次の各号に定める通りとする。

- 一 正会員、学生会員および維持会員としてこの学会への入会を希望する者は、この学会のホームページを通じて、または学会所定の日本消費者教育学会入会申込書に必要事項を記入し、正会員2人の推薦を得て、会長へ申し込むものとする。電磁的方法（電子メール等をいう。以下同じ。）による入会申込みについても同様とする。
 - 二 会長は、前号の規定による入会申込みがあったときは、理事会の承認を得て、これを認めるものとする。
- 2 会長は、正会員の中で前条第2項第4号に定める名誉会員に該当する者があるときは、理事会に諮り、その推薦を得て、会員総会に提案し、その承認を得るものとする。
- 3 会員は、入会申込み時の届出事項に変更が生じたときには、速やかに学会所定の日本消費者教育学会変更届に必要事項を記入し、会長へ届け出るものとする。電磁的方法による変更の申出についても同様とする。

(会費および入会金)

第7条 会員は、次の各号に掲げる会費を納入しなければならない。

- 一 正会員 年額 10,000円
 - 二 学生会員 年額 5,000円
 - 三 維持会員 年額 50,000円
 - 四 名誉会員 会費を免除
- 2 前項第1号から第3号までに定める会費は、当該年度の4月30日までに納入しなければならない。
- 3 前条第1項第2号の規定により、この学会への入会が認められた会員（以下「新入会員」という。）の会費は、入会年度分から徴収する。ただし、理事会において別の定めをした場合は、この限りでない。
- 4 正会員および学生会員の新入会員については、入会時に入会金3,000円を併せて納入しなければならない。

(会員の権利)

- 第8条 会員（維持会員を除く。以下この条第1項および第2項において同じ。）は、この学会が主催する研究発表会等において研究発表、調査・活動報告等（以下「研究発表等」という。）を行うことができる。ただし、会員の研究発表等については、原則として事前に地方支部での研究発表等を経ていること、かつ学生会員の場合には、指導教授または正会員と連名であること、を要件とする。
- 2 会員は、この学会が発行する学会誌、学会報その他刊行物（以下「学会誌等」という。）に投稿することができる。ただし、学会誌への投稿については、原則としてこの学会において行った

研究発表等に関する業績とする。

- 3 会員は、この学会が発行する学会誌等の配布を受けること、およびこの学会が開催する大会、研究発表会、講演会、シンポジウム、セミナー等に参加することができる。

(会費滞納者の権利停止)

第9条 第7条第1項で定める会費を当該年度末までに納入しない（以下「滞納」という。）会員については、会費を滞納した次年度以降について前条第1項から第3項までに定められた会員の権利を停止することができる。ただし、理事会が会費を滞納したことに關して特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文で規定する会費滞納者の権利停止については、当該会員が滞納している会費の全額および当該年度の会費を納入したときには、その権利が回復される。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- 一 本人が退会を申し出て、理事会で承認されたとき。
- 二 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- 三 会員である法人若しくは団体が解散または消滅したとき。
- 四 継続して3年以上会費を滞納したとき。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(退会)

第11条 会員は、学会所定の日本消費者教育学会退会届に必要な事項を記入のうえ、会長へ提出し、理事会の承認を得て、退会することができる。この場合において、未納の会費があるときは、それを清算しなければならない。電磁的方法による退会の申し出についても同様とする。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会に出席した理事の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、この場合には、議決を行う前に、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この学会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 二 この会則または会員総会若しくは理事会の定める規則に違反したとき。
- 三 前2号に定めるもののほか、この学会の運営に重大な支障を及ぼしたとき。

第4章 地方支部

(地方支部)

第13条 この学会は、全国の各地域に地方支部を置く。

- 2 前項に定める地方支部の設置は、当該地域の会員の発起により、この学会の会員総会（以下「会員総会」という。）の議決を経て、会長がこれを行う。

- 3 地方支部の設置および組織、運営等に関し必要な事項については、この学会の理事会（以下「理事会」という。）の議決を経て、会長が別にこれを定める。

第5章 役員等

(役員の種別および定数)

第14条 この学会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 理事 30人以内
 - 二 監事 2人
- 2 前項第一号に定める理事の中から、会長、3人以内の副会長、5人以内の常任理事および事務局長を選出する。

(理事および監事)

第15条 前条第1項第一号に定める理事のうち、29人以内を正会員による選挙によって選出し、会員総会の承認を得て、これを選任する。

- 2 前条第1項第一号に定める理事のうち、1人を正会員の中から、会長の指名によって選出し、会員総会の承認を得て、これを選任することができる。
- 3 前条第1項第二号に定める監事は、正会員の中から、理事会の議決を経て、会員総会において選任する。ただし、監事は、理事を兼ねることはできない。
- 4 前3項に定める理事および監事を選出するための選挙等については、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

(会長、副会長、常任理事および事務局長)

第16条 会長は、選挙によって選出された理事による選挙によって選出し、理事会の承認を得て、これを選任する。

- 2 副会長は、この学会の常任理事または支部長を経験した理事の中から、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 常任理事は、会長指名の理事以外の理事の中から、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 4 事務局長は、理事の中から、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

(支部長)

第17条 この学会の地方支部に、支部長を置く。

- 2 前項に定める支部長は、それぞれの地方支部の正会員による選挙によって選出し、理事会に報告し、承認を得る。
- 3 支部長を選出するための選挙については、それぞれの地方支部において、別にこれを定める。

(事務局次長および運営幹事)

第18条 この学会に、事務局次長および若干名の運営幹事を置くことができる。

- 2 前項に定める事務局次長および運営幹事は、正会員の中から、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 理事は、事務局次長および運営幹事を兼ねることができる。

(顧問および名誉顧問)

第19条 この学会に、顧問および名誉顧問を置くことができる。

- 2 前項に定める顧問は、この学会の会長または副会長の経験者の中から、理事会の承認を得て、

会長がこれを委嘱する。

3 第1項に定める名誉顧問は、この学会の会長かつ顧問経験者の中から、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

4 前2項に定める顧問および名誉顧問については、この学会の会費を免除する。

(職務)

第20条 会長は、この学会を代表し、この学会の業務（以下「会務」という。）を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位に従って、その職務を代行する。

3 常任理事は、この学会の総務担当理事、渉外担当理事、広報担当理事、学会誌編集担当理事および財務担当理事として事業を企画するとともに、それぞれの会務を統括し、掌理する。

4 支部長は、それぞれの地方支部を代表してこの学会の理事に就任するとともに、会務を分担する。

5 理事は、理事会を構成し、この会則の定めおよび会員総会または理事会の議決に基づき、会務を執行する。

6 事務局長は、会長の指示の下に、事務局を統括し、会務全般を掌理する。

7 事務局次長および運営幹事は、事務局長を補佐し、会務を分掌する。

8 顧問および名誉顧問は、この学会の活動の基本方針について、会長からの求めに応じて適宜意見を述べる。

9 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 理事の会務執行の状況を監査すること。

二 この学会の会計処理および財産の状況を監査すること。

三 前2号の規定による監査の結果について、これを会員総会に報告すること。

四 理事の会務執行の状況または学会の会計処理および財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の開催を請求すること。

(任期等)

第21条 第14条第1項各号に定める役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長の職については、連続して2期を超えて就くことはできない。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を遂行しなければならない。

(解任)

第22条 この学会の役員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。ただし、この場合には、議決を行う前に、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障により、その職務の遂行に支障をきたすと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他この学会の役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

第6章 会員総会

(会員総会)

第23条 この学会に、会員総会を置く。

2 前項に定める会員総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第24条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 学生会員、維持会員および名誉会員は、会員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第25条 会員総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- 一 この学会の活動の基本方針に関する事項
- 二 事業計画および活動予算に関する事項
- 三 事業報告および活動決算に関する事項
- 四 重要な財産の処分に関する事項
- 五 地方支部の設置、統合または解散に関する事項
- 六 会費および入会金の額に関する事項
- 七 役員の選任または解任に関する事項
- 八 会則の変更に関する事項
- 九 前各号に定めるもののほか、この学会の目的を達成するために必要と認められる重要な事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度1回、事業年度終了後60日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 理事会から開催の請求があったとき。
- 二 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催の請求があったとき。
- 三 前各号に定めるもののほか、会長が特に必要があると認めたとき。

(招集)

第27条 会員総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第二号の規定による臨時総会の開催の請求があったときには、その日から30日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会員総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって、少なくとも14日前までに会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議長)

第28条 会員総会の議長は、その会議において、正会員の中から、これを選任する。

(議決)

第29条 会員総会における議決事項は、第27条第3項本文の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、会員総会に出席した正会員の2分の1以上の者の賛同が得られた場合は、あらかじめ通知していない事項についても審議し、議決することができるものとする。

2 会員総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない事由により会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、または書面等により他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員にあっては、第22条、前条、次条第1項および第61条（会則の変更）の規定の適用については、これを会員総会に出席したものとみなす。

4 会員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 会員総会の議事については、開催の日時・場所、審議事項および議決の結果などを記載した議事録を作成する。

2 前項に定める議事録は、事務局において保管し、会員は、自由にこれを閲覧することができる。

第7章 理事会

(設置および構成)

第32条 この学会に、理事会を置く。

2 前項の規定による理事会は、第14条第1項第一号に定める理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会が必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 理事会に幹事を置き、事務局長または事務局次長若しくは会長が指名する運営幹事をもってこれに充てる。

(権限)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- 一 事業計画および活動予算の軽微な変更に関する事項
- 二 軽微な財産の処分に関する事項
- 三 役員の職務に関する事項
- 四 日本消費者教育学会賞受賞者の決定に関する事項
- 五 この学会の組織および運営に関する事項
- 六 会員総会に附議すべき事項

七 会員総会で議決した事項の執行に関する重要な事項

八 前各号で定めるもののほか、会員総会の議決を要しない会務の執行に関する重要な事項
(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 理事総数の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催の請求があったとき。
- 三 第20条第9項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第二号および第三号の規定による理事会の開催の請求があったときには、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会長は、理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも7日前までに、理事および監事に通知するものとする。

(定足数)

第36条 理事会は、理事会構成員の3分の2以上の者の出席をもって成立する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長またはその指名する理事がこれにあたる。

(議決および持回り議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。ただし、理事会出席者の2分の1以上の者の賛同が得られた場合は、あらかじめ通知していない事項についても審議し、議決することができるものとする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 緊急を要する事項について、会長から全理事に書面等により通知し、賛否を求めた場合は、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、または書面等により他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事にあっては、第12条、第36条、前条および次条第1項の規定の適用については、これを理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、開催の日時・場所、審議事項および議決の結果などを記載し

た議事録を作成する。

- 2 第38条第3項の規定による議決の場合は、会長が全理事に通知した事項および通知から表決までの経緯並びに各理事の表決結果および付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。
- 3 第1項に定める議事録は、事務局において保管し、会員は、自由にこれを閲覧することができる。

第8章 常任理事会

(設置および構成)

第41条 この学会に、常任理事会を置くことができる。

- 2 前項の規定による常任理事会は、会長、副会長、常任理事および事務局長をもって構成する。
- 3 常任理事会が必要と認めるときは、常任理事会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 常任理事会に幹事を置き、事務局長または事務局次長若しくは会長が指名する運営幹事をもってこれに充てる。

(権限)

第42条 常任理事会は、次の各号に掲げる事項に関し理事会から包括的な委任を受けて、これを審議し、議決する。この場合において、議決した事項については、遅滞なく理事および監事へ報告するとともに、直近の理事会において、その承認を得るものとする。

- 一 全国大会、研究交流会、学生セミナー等の事業に係る企画・立案およびその実施に関する事項
- 二 学会誌、学会報等の編集および刊行に関する事項
- 三 日本消費者教育学会賞受賞候補者の選考に関する事項
- 四 事務局の組織および運営に関する事項
- 五 会員総会で議決した事項の執行に関する事項
- 六 前各号に定めるもののほか、会員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第43条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(議長)

第44条 常任理事会の議長は、会長またはその指名する副会長がこれにあたる。

(議決および持回り議決)

第45条 常任理事会の議事は、常任理事会の構成員総数の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 2 第38条第3項の規定は、常任理事会の持回り議決について、これを準用する。この場合において、第38条第3項中「全理事」とあるのは「常任理事会の全構成員」と、「理事総数」とあるのは「常任理事会の構成員総数」と、それぞれ読み替えるものとする。

(表決権等)

第46条 常任理事会の各構成員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 第39条第2項の規定は、常任理事会の書面表決および表決委任について、これを準用する。
この場合において、第39条第2項中「理事会」とあるのは「常任理事会」と、「理事」とあるのは「常任理事会の構成員」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により表決した常任理事会の構成員にあっては、前条および次条第1項の規定の適用については、これを常任理事会に出席したものとみなす。
- 4 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事会の構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第47条 常任理事会の議事については、開催の日時・場所、審議事項および議決の結果などを記載した議事録を作成する。

- 2 第40条第2項の規定は、常任理事会の持回り議決の議事録について、これを準用する。この場合において、第40条第2項中「第38条第3項」とあるのは「第45条第2項」と、「全理事」とあるのは「常任理事会の全構成員」と、「各理事」とあるのは「常任理事会の各構成員」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項に定める議事録は、事務局において保管し、会員は、自由にこれを閲覧することができる。

第9章 委員会等

(委員会等)

- 第48条 この学会に、事業等を企画、立案し、それを推進するため、必要に応じて委員会、専門部会等を設置することができる。
- 2 前項に定める委員会、専門部会等の設置および組織、運営等に関し必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 この学会に、会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 前項に定める事務局は、会長が指定する場所に置く。

(事務局員)

- 第50条 事務局には、事務局長を置くほか、必要に応じて事務局次長および事務局員を置くことができる。
- 2 事務局員は、会長がこれを委嘱し、事務局長または事務局次長の指揮監督の下に、会務を処理する。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

第11章 表 彰

(表彰)

第51条 この学会は、第3条に定めるこの学会の目的を達成するため、消費者教育に関する優れた研究・教育業績または消費者教育の発展に対して顕著な功績が認められる会員に日本消費者教育学会賞（以下「学会賞」という。）を授与し、これを表彰する。

2 この学会は、この学会の活動および事業への支援を通してその発展に対し顕著な功績が認められる会員に感謝状を授与し、これを表彰する。

(学会賞の種類)

第52条 前条第1項の規定による学会賞は、「学術賞」、「研究奨励賞」および「功労賞」の3種とする。

(授賞規程の制定)

第53条 第51条第1項および第2項に定める学会賞および感謝状の授与に関し必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

第12章 資産、会計および事業年度

(資産の構成および管理)

第54条 この学会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 会費
- 二 入会金
- 三 助成金および寄附金品
- 四 財産から生じる収益
- 五 事業に伴う収益
- 六 その他の収入

2 前項に定める資産は、会長が管理し、その方法については、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

(会計の種類等)

第55条 この学会の会計は、一般会計および特別会計の2種とし、一般的な会計の原則に則って行うものとする。

2 特別会計は、周年記念事業等の実施に係る事業費等の積立およびその出納とする。

3 前項で定めるもの以外は、すべて一般会計で扱うものとする。

4 一般会計から特別会計への資産の繰入れは、理事会の議決を経て、これを行うことができる。特別会計から一般会計への戻入についても、同様とする。

(事業計画および予算)

第56条 この学会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て、会員総会に諮り、その承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中における軽微な変更については、理事会の議決を経て、これを行うことができるものとする。

(事業報告および決算)

第57条 この学会の事業報告書および活動決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、会員総会に諮り、その承認を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、これを次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第58条 この学会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終了する。

第13章 雑 則

(委任)

第59条 この会則に定めのない事項については、理事会の承認を得て、会長がこれを処理する。

(細則等の制定)

第60条 この会則を施行するにあたって必要な細則等については、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(会則の変更)

第61条 この会則の変更は、理事会の議決を経て、会員総会に諮り、それに出席した正会員の3分の2以上の議決をもって、これを行う。

附 則 (1981年11月3日)

(施行期日)

1 この会則は、この学会の設立の日から施行する。

(学会設立時の役員および任期)

2 この学会の設立の発起人をもって設立当初の役員とする。

3 この学会の設立当初の役員の任期は、会則第15条の規定にかかわらず、この学会の設立の日から1984年10月31日までとする。

附 則 (1991年11月9日)

(会則の改正および施行期日)

この会則の一部を改正し、即日施行する。

附 則 (1998年10月8日)

(会則の改正および施行期日)

この会則の一部を改正し、即日施行する。

附 則 (2001年11月3日)

(会則の改正および施行期日)

この会則の一部を改正し、即日施行する。

附 則（2005年10月8日）

（会則の改正および施行期日）

この会則の一部を改正し、即日施行する。

附 則（2008年10月11日）

（会則の改正および施行期日）

この会則の一部を改正し、即日施行する。

附 則（2011年10月22日）

（会則の改正および施行期日）

この会則の一部を改正し、即日施行する。

附 則（2015年10月3日）

（会則の改正）

1 この会則の条文の整序および追加、文言の修正など所要の改正を行う。

（施行期日）

2 この改正会則は、2015年10月3日から施行する。

附 則（2022年10月8日）

（会則の改正）

1 この会則の条文の整序および追加、文言の修正など所要の改正を行う。

（施行期日）

2 この改正会則は、2022年10月8日から施行する。